

(2) 生コンクリート、アスファルトについて

1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

生コンクリート、アスファルトについては、プラントがない離島には適用しない。

(ア) [12,13を除く県北田平管内の離島]の生コンクリートの価格は鷹島、大島、度島以外には適用できない。

(イ) [宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。・・・12/1 追記

2) 生コンクリート単価の地区による補正について

(ア) 生月島については[平戸地区]単価とし、生コンクリートのみ[平戸地区]単価に+1,000円/m³とする。

(イ) [伊王島・高島地区]のうち伊王島についてのみ、同地区単価に+1,800円/m³とする。

3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

(ア) [長崎地区]は、1台・1回当たり3,000円とする。

(イ) [諫早地区]は、1,000円/m³とする。

(ウ) [大瀬戸地区]は、1,500円/m³とする。

(エ) [松浦地区]は、1台・1回当たり1,000円とする

(オ) [平戸島地区]と[中通島地区]は1,000円/m³とする。

その他の地区は割増しないものとする。

(3) 再生クラッシャーランの単価について

1) [伊王島・高島地区]の単価については、伊王島のみ適用とする。

2) [12,13を除く県北田平管内の離島]の単価については、鷹島のみ適用とする。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地区	長崎	諫早 大村	大瀬戸	島原	佐世保	東彼杵	松浦	伊王島・高島	
								伊王島	高島
生コンクリート									
アスファルト合材								×	×

地区	崎戸・大島		池島・松島		江ノ島・平島		宇久島・小値賀島		平戸
	崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島	
生コンクリート	×ただし本土と橋で連結		×	×	×	×			
アスファルト合材	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	× 12/1更正		×ただし本土と橋で連結

地区	12,13を除く県北田平管内の離島					福江島	椛島	中通島・若松島	
	鷹島	大島	度島	黒島	高島			中通島	若松島
生コンクリート				×	×		×		×ただし本土と橋で連結
アスファルト合材	×	×	×	×	×		×		×ただし本土と橋で連結

地区	奈留島・久賀島		壱岐島	対馬	①	②
	奈留島	久賀島			対馬	対馬
生コンクリート						
アスファルト合材	×	×				